

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

本町における風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多く、当町には、2つの河川によるハザードマップが準備されている(令和2年度に改訂予定)。

①矢部川ハザードマップ

い草製品製造業が多く立地する、町の南側全体(大莞地区)において、1mを超える浸水が予想されている。また、町の中心地区以外の周辺地域が、1m未満の浸水が予想されている。

②筑後川ハザードマップ

比較的田畑の多い、町の北東部において、50cm以上1m未満の浸水は予想されており、それ以外の地域においては、50cm未満の浸水が予想されている。

(土砂災害)

大木町は、洪水・高潮で浸水想定区域に入るが、平地なので土砂災害は想定区域に入らない。そのため、土砂災害ハザードマップの作成がされていない。

(地震：地震調査研究本部、J-SHIS)

平成25年2月、国の地震調査研究本部が公表した「佐賀平野北縁断層帯の長期評価」では、佐賀平野北縁断層帯の全体が活動した場合、マグニチュード7.5程度の地震の発生可能性が指摘されており、この断層帯に近い本町においても地震被害の影響を及ぼす可能性があると言われている。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生するとされている。

(その他)

- 平成24年の九州北部豪雨では山ノ井川が溢水、内水氾濫も9箇所が発生し、床上浸水が3戸、床下浸水が149戸、道路冠水24路線、農業被害等、多数の被害に見舞われた。
- 平成30年7月豪雨では7月6日の大雨により山ノ井川の十間橋観測点の水位が4.4mを越えたあたりで溢水し、床下浸水が27戸、道路冠水8箇所、農業被害等の被害に見舞われた。

- 台風による被害は、台風の発生と稲の出穂が同時期であるため農作物に特に被害を与えることとなる。平成3年には台風の直撃により大きな風水害が発生した。

- 地震による被害は、2016年4月14日、熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震(前震)が発生し、その約28時間後の4月16日、再び熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の地震(本震)が発生した。本町においても、前震で震度4、本震で震度5弱を観測し、重症者1人、軽傷者1人、住家一部損壊109件、自主避難者が延べ77世帯206人にのぼるなど被害をもたらした。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 455人(独自データ)
- ・小規模事業者数 414人(独自データ)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	60	58	町内に広く分散している
	製造業	96	84	町内に広く分散している
	卸売業	41	30	町の中心に多く、北と南に分散している
	小売業	101	93	町の北側に多く、南へ分散している
	飲食業	28	25	県道23号線（久留米柳川線）に多い
	サービス業	116	111	町内に広く分散している
	その他	13	13	

（3）これまでの取組

1) 当町の取組

項目	年月	備考
大木町地域防災計画	S47. 7	平成30年2月改訂
防災訓練の実施（年2回）	H30. 8	大規模災害時における食料供給訓練
	H30. 12	災害ボランティア設置運営訓練
防災備品の備蓄	-	備蓄食料（100名9食分を下記の通り準備） ・ご飯（アルファ化米）980食 ・パン（缶入り）等 909食 ・水 2L：84本 500ml：384本 その他の備蓄品 ・簡易トイレ、簡易ベッド、ブルーシート、おむつ、サージカルマスク等
防災無線設備の無償貸与	H27. 2	大木町防災情報個別受信機
災害協定の締結	随時	自治体、建設土木、医療、物資、輸送、施設利用、情報、資機材レンタル

大木町の防災計画における、防災に関係ある各機関の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとしている。

「大木町地域防災計画 第1章総論より抜粋」

大木町商工会	（災害応急対策） ①被災組合員に対する融資又はその斡旋に関すること。 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。 ③被災会員の被害状況調査についての協力に関すること。
--------	--

2) 当会の取組

項目	年月	備考
大木町商工会危機管理マニュアルの作成と職員への周知	H29. 3	緊急時における体制の整備
防災情報個別受信機の導入	H27. 2	町からの無償貸与
防災備品（非常時持ち出し）の導入	H27. 3	
大木町が実施する防災訓練への参加及び協力	随時	
BCP計画支援に関する職員の講習受講	令和元年10月	中小企業大学校へ派遣

II 課題

- ・地域防災計画で定めた緊急時の取組はあるが、被害情報報告等の協力体制のマニュアルが整備されていない。
- ・商工会の危機管理マニュアルはあるが、協力体制について具体的に進捗していない。
- ・地域内の事業所において、災害リスクに対する考え方が十分に浸透していない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。

III 目標

○成果目標

業種	商工業者数	小規模事業者数	支援目標（5年間）		
	（独自データ）		事業継続力強化計画策定数※1	BCP策定数※2	
商工業者	建設業	60	58	25件 （年5件）	15件 （年3件）
	製造業	96	84		
	卸売業	41	30		
	小売業	101	93		
	飲食業	28	25		
	サービス業	116	111		
	その他	13	13		

※1 事業継続力強化計画とは、中小企業強靱化法において、防災・減災に取り組む中小企業がその取組を「事業継続力強化計画」としてとりまとめ、国が認定する制度（中小企業庁より）。

※2 BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画（中小企業庁より）

○実施目標

項目	目的	目標	
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に、発災時における協力を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催	年2回
当会の復興支援体制の構築	発災後の速やかな復興支援に向けた体制と関係機関との連携を図る	事業継続計画の策定	令和2年度
事前対策の必要性を周知	地域内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させる	セミナー開催	年1回
	保険代理店と連携した保険・共済の助言を行い対策の周知を図る	周知文発送 共同巡回	年2回
対応推進のノウハウ構築	発災前後の対応を速やかに行える職員の育成	講習の受講	年1回

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

大木町防災計画に基づき協力体制の構築を行い、小規模事業者に対する支援を行った上で、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取り組みを推進する為、専門家を招きセミナーの開催を行う。
- ・巡回経営指導時に、保険代理店と連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・大木町のハザードマップが令和2年度に改訂されることから、その後に当会の計画策定を令和3年3月までに行う。

3) 関係団体等との連携

- ・保険代理店であるTRM株式会社及び株式会社ライフステージ福岡南支店と連携して専門家の派遣を依頼し、町内の事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・保険会社と連携することで、町内事業者への自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知が図られ、事前対策に取り組みやすくなる
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

業種	商工業者数	小規模事業者数	策定状況確認数		
	(独自データ)		事業継続力強化計画策定数	BCP計画策定数	
商工業者	建設業	60	58	25件 (年5件)	15件 (年3件)
	製造業	96	84		
	卸売業	41	30		
	小売業	101	93		
	飲食業	28	25		
	サービス業	116	111		
	その他	13	13		

- ・大木町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、活動方針や状況確認方法、情報共有方法、改善点、協力体制マニュアルの整備等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・発災前後の対応を速やかに行える職員を育成するため、災害図上訓練を含んだBCPセミナー等を受講する。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行い、応急対策実施の可否を判断する。
 （災害伝言ダイヤル（171）やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 （豪雨における例）

- ①職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%（40事業所）程度で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%（4事業所）程度で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%（4事業所）程度で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%（1事業所）程度で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

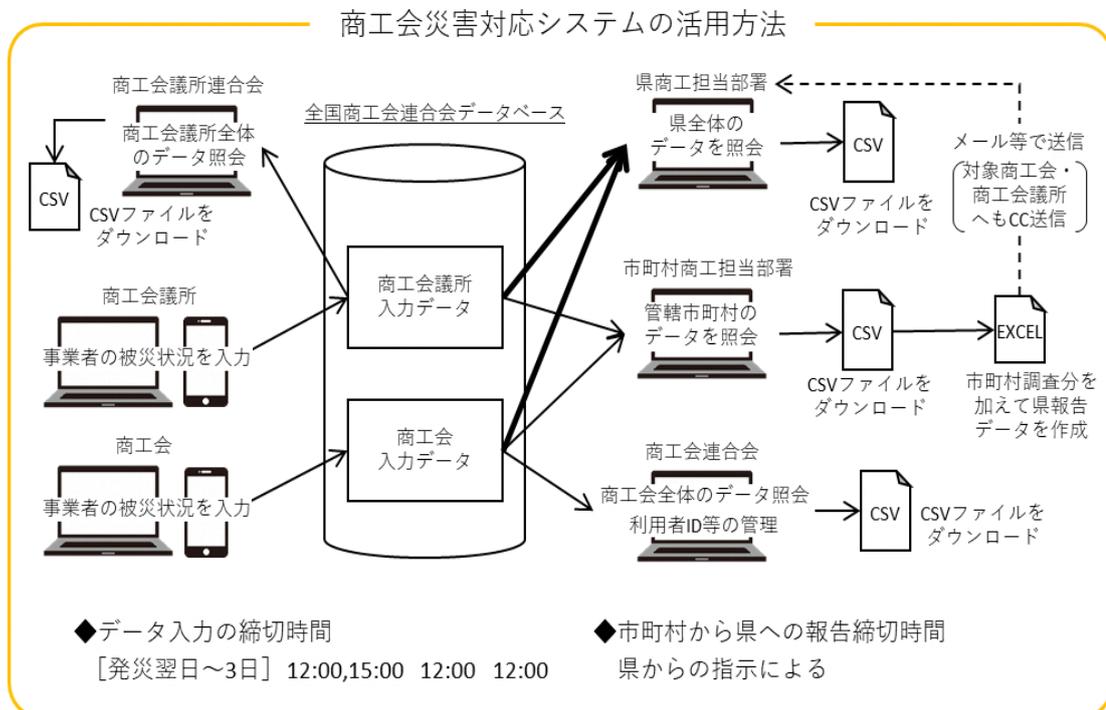
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。

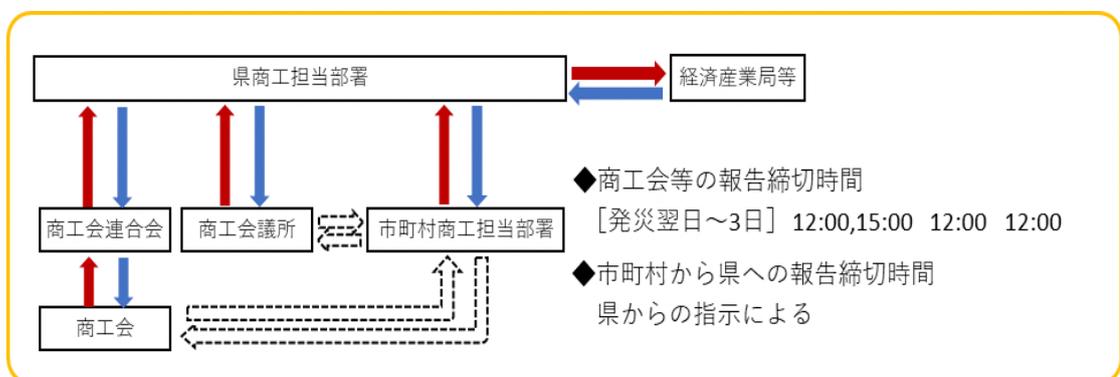
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、大木町産業振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 1
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日
団体名：
記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (数値の修正は修正欄)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	新規＝前段階後に発生した被害 修正＝前段階内容に修正を加える場合 変更無＝前段階内容から変更が無い場合
○●●○町○丁目○	—	●●○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。		
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。		
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただく。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、大木町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・本計画は、大木町商工会及び大木町のHP等で公表し、小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

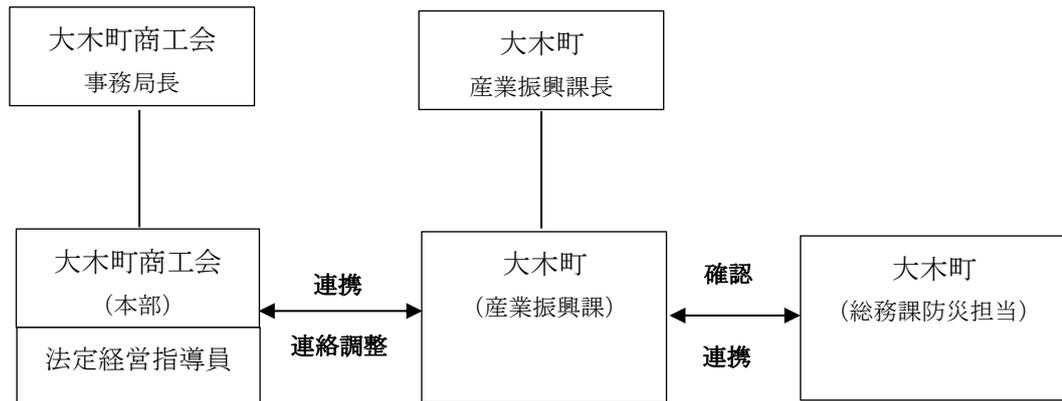
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年4月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 岩本剛志、小川 徹 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町八町牟田 255-1
大木町商工会
TEL 0944-32-1336 / FAX 0944-33-0303
E-mail : ooki@shokokai.ne.jp

②関係市町村

〒830-0416 福岡県三潴郡大木町八町牟田 255-1
大木町産業振興課
TEL 0944-32-1063 / FAX 0944-32-1054
E-mail : sangyo@town.ooki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	480	480	480	480	480
・ 専門家派遣費	330	330	330	330	330
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料収入、大木町補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
(1) T R M株式会社 代表取締役 國武公俊 住所 福岡県久留米市南2丁目1番15号	
(2) 株式会社ライフステージ 代表取締役 村山 充 住所 東京都豊島区南池袋2-27-17-9 (株式会社ライフステージ福岡南支店 支店長 野田昌則 住所 福岡県三潞郡大木町大字横溝1068-1)	
連携して実施する事業の内容	
商工会等が実施する事業継続力強化支援事業に対し、連携する内容は次のとおりである。 ①専門家セミナーの開催 小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取り組みを推進する。 ②自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知 経営指導時に、保険代理店と連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。	
連携して事業を実施する者の役割	
当会は、事業を効果的に進めるため連携者に次の役割を期待する。	
連携者	役割と効果
①T R M株式会社 代表取締役 國武公俊	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの講師選定・派遣を行うことで、事業者がリスクについての理解度が向上される。 ・町内事業者への自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知をすることで、事前対策に取り組みやすくなる
②株式会社ライフステージ 福岡南支店 支店長 野田 昌則	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーの講師選定・派遣を行うことで、事業者がリスクについての理解度が向上される。 ・町内事業者への自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知をすることで、事前対策に取り組みやすくなる
連携体制図等	
<pre> graph TD Chamber[大木町商工会] TRM["①T R M株式会社"] LifeStage["②株式会社ライフステージ 福岡南支店"] Business[事業者] Chamber -- 講師依頼 --> TRM TRM -- 講師派遣 --> Chamber Chamber -- 連携して周知 --> Business Business -- セミナー受講 --> Chamber </pre>	

